検討課題５　調査及び評価方法について

１　概要

（１）事業特性・地域特性項目について

国及び県の制度では，環境影響評価方法書の作成にあたり，事業者が対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る予測・評価の手法を選定するにあたっては，事業特性及び地域特性に関する情報の把握を実施しなければならいとしている。

■表－１ 事業特性に関する情報

	【国】技術指針[1]を定める主務省令（道路）※	【県】技術指針
把握すべき情報	**イ　対象道路事業の種類** **ロ　対象事業実施区域の位置** **ハ　対象道路事業の規模** **ニ　対象道路事業に係る道路の区間及び車線の数** **ホ　対象道路事業に係る道路の区分，設計速度，計画交通量及び構造の概要** **ヘ　対象泥事業の工事計画の概要** **ト　その他対象道路事業に関する事項**	**ア　対象事業の種類** **イ　対象事業の規模** **ウ　対象事業実施区域の位置** **エ　対象事業の工事の実施にかかる工法，期間，工程計画の概要** **オ　対象事業実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の事業に関する事項** **カ　その他の対象事業に関する事項**

※国の制度では対象事業ごとに当該事業を所管する主務大臣が技術指針を定めている

■表－２ 地域特性に関する情報

	【国】技術指針を定める主務省令	【県】技術指針
自然的状況	1 気象，大気質，騒音，振動その他の大気にかかる環境の状況 2 水象，水質，水底の低質その他の水に係る環境の状況 3 土壌及び地盤の状況 4 地形及び地質の状況 5 動植物の生息又は生育，植生及び生態系の状況 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	1 気象，大気質等に関する大気環境の状況 2 水象，水質等に関する水環境の状況 3 土壌及び地盤に関する状況 4 地形に関する状況 5 地質に関する状況 6 動植物の生息又は生育，植生及び生態系の状況 7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 8 文化財に関する状況 9 その他の事項
社会的状況	1 人口及び産業の状況 2 土地利用の状況 3 河川，湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 4 交通の状況 5 学校，病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 6 下水道整備の状況 7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 8 その他の事項	1 人口に関する状況 2 産業に関する状況 3 土地利用に関する状況 4 河川，湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 5 交通に関する状況 6 公共施設に関する事項 7 生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況 8 環境の保全に係る法令，条例等による指定，規制等に関する状況 9 環境保全計画等の策定の状況 10 その他の事項

[1] **一定の環境影響評価の質を確保するための事業ごとの標準的な調査項目と調査手法。技術指針では標準項目及び標準手法は「標準」であって地域特性、事業特性に応じて，項目、手法の追加・省略や重点化・簡略化ができとしている。**

（２）予測・調査項目について

環境影響評価法では，予測・評価の対象として検討すべき項目について，基本的事項[2]に基づき事業ごとに各省の主務省令（技術指針）で，「参考項目」を定めている。

この項目の選定は，主務省令（技術指針）によって示されている選定指針に従って，方法書について出された知事意見を勘案，配意しつつ，事業者の判断で行なわれるものである。

県条例では，環境影響評価項目については技術指針において定めている。ここでは対象事業ごとに「標準項目※」を定め，事業者は必要に応じて項目の削除や追加が行えるとしている。

※県では法の基本的事項の改正により，「標準項目」→「参考項目」と読み替えて運用している。

■表－３　県条例における環境要素の区分（県）

	【国】基本的事項		【県】技術指針	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	･大気質 ･騒音 ･振動 ･悪臭 ･その他	大気環境	･大気質 ･騒音 ･振動 ･悪臭 ･その他
	水環境	･水質 ･底質 ･地下水 ･その他	水環境	･水質 ･底質 ･地下水の水質及び水位 ･その他
	土壌環境・その他の環境	･地形，地質 ･地盤 ･土壌 ･その他	地盤環境	･地形，地質 ･地盤 ･土壌
			その他環境	･文化財 ･日照阻害等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物		植物	
	動物		動物	
	生態系		生態系	
人と自然との豊かな触れ合い	景観		景観	
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場	
環境への負荷		廃棄物等	廃棄物等	
		温室効果ガス等	温室効果ガス等	

[2] 各省庁の定める主務省令（技術指針）の原則を示すガイドライン。

（３）評価方法について

環境影響評価法に基づく調査項目の選定法や調査・予測手法・評価手法は基本的事項に基づき事業ごとに各省が定める主務省令（技術指針）により運用が行われている。

平成 17 年 3 月に基本的事項の改正が，平成 18 年 3 月に主務省令の改正が行われている。

＜改正の柱＞
①メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定（スコーピング）の強化
②早期段階からの環境配慮の促進（事業の計画段階からの環境配慮の促進）
③「ベスト追求型」環境影響評価の促進（基準クリア型からベスト追求型へ）
④客観性・透明性・わかりやすさの向上（様々な根拠等の明確化）
⑤不確実性に関する検討の強化
⑥事業の多様化への対応

一方，自治体においては福島県などで，この基本的事項の改正に伴う環境影響評価条例技術指針の改正を既に実施しているが，新潟県では平成 21 年の環境影響評価法の見直しに合わせて，県条例及び技術指針の見直しを行なうこととしている。

【検討案】

（１）事業特性・地域特性・予測・評価項目の選定について

① 本市の制度における事業特性・地域特性・予測・評価項目については，本市の環境基本計画で定める環境保全の範囲を基本とするが，本市の自然特性や，生活環境の特性を考慮し，新たに追加すべき項目について検討を行いたい。

② 国の基本的事項の改正を鑑み，市の制度で定める環境影響評価項目は「参考項目」とし，事業者の主体的な判断より，項目の削除及び追加がより積極的に実施できるものとしたい。

（２）評価方法について

国の制度において，平成 17 年 3 月に基本的事項の改正が，平成 18 年 3 月に主務省令の改正が行なわれていることから，本市で定める技術指針はこの内容を反映させた内容としたい。

２　国，県及び仙台市の考え方

【中央環境審議会答申（平成９年２月）】

調査・予測・評価の対象の内容

ア．閣議決定要綱に基づく制度では，環境庁長官が定める基本的事項において，調査・予測・評価の対象を典型７公害（大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭，地盤沈下，土壌汚染）及び自然環境保全に係る５要素（動物，植物，地形・地質，景観，野外レクリエーション地）に限定している。さらに，事業別に示された技術指針においては，事業特性に応じ，公害については調査等の対象が具体的に列挙され，調査・予測・評価を行う対象の選定の考え方が示されており，自然環境保全に係る要素については，学術上の重要性，既存法令等の指定状況等を基に自然環境保全上の重要な保全対象を見いだすこととなっている。

イ．環境基本法の制定により，公害と自然という区分を超えた統一的な環境行政の枠組みが

形成され，大気，水，土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること，生物の多様性の確保を図るとともに多様な自然環境を体系的に保全すること，人と自然との豊かな触れ合いを保つことが求められるようになったことを踏まえ，環境基本法の下での環境保全施策の対象を評価できるよう，調査・予測・評価の対象を見直すことが適当である。

【新潟県環境審議会答申（平成１１年２月）】

予測，評価項目について

現行県要綱においては，予測，評価が必要な項目は，いわゆる公害７項目（大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭，地盤沈下，土壌汚染）と自然環境に係る５項目（地形・地質，植物，動物，景観，野外レクリエーション他）としている。

法においては評価の対象となる環境の保全の範囲は「公害の防止と自然環境の保全」に限定されず，環境基本法における環境保全施策の対象について広く評価の対象としている。環境基本条例においても，保全すべき環境の範囲を環境基本法と同様に捉えており，県の新制度についてもこのような観点からの項目の設定が必要と考えられる。

また，本件は変化に富んだ豊かな自然に恵まれていること，県民の生活と水との関わりが深いこと，豪雪地帯であること等の特色を有しており，こうした地域の特性にも配慮する必要がある。

こうしたことから，県の新制度においては，これまでの予測，評価項目に加え，生態系の保全，人と自然との豊かな触れ合いの場の確保，更には廃棄物や温室効果ガスなど，環境基本条例の基本理念に配慮した項目について追加することが適当である。

また日照阻害等の住民の生活と関わりの深い項目についても追加することが適当である。

【仙台市環境審議会答申（平成１０年８月）】

環境配慮項目及び技術指針について

環境項目については，仙台市環境影響基本条例の枠組みを踏まえ，従来の典型７公害及び自然環境５要素に加え，生物の多様性の確保や地球環境の保全といた視点を追加すべきである。また，対象事業の範囲も見据え，日照阻害，電波障害，風害や廃棄物の発生抑制・資源の循環的利用といった項目の追加についても検討する必要がある。

環境への影響は事業の具体的な内容や事業実施地域及びその周辺の環境の状況によって異なるため，また，論点を絞った効率的な環境影響を実施するという観点から，環境項目を画一的に定めておくことを避け，既に述べたようにスコーピングの手続きで個別に確定させることが適当である。

また，環境項目の選定や調査等の手法に関する技術的事項や一般的な留意事項について指針となる技術指針の策定については，市の今後の作業が待たれるが，本市の環境特性を踏まえた独自の内容のものとして整備することが期待されている。特に，実行可能な範囲で環境への影響をできるだけ回避，低減するものであるか否かの視点を取り入れるとともに，各種の環境意保全対策における基準や目標を考慮しつつ，環境影響評価準

備書等に当該事業に伴う環境影響の程度が客観的に記載されていくような内容とすることが求められる。また，代替案を比較検討したり，実行可能なより有効な技術が取り入れられているかどうかを検討する手法等により，事業者が事業計画の検討を進める過程で行なわれる環境保全対策の検討過程を明らかにする枠組みも必要である。さらに，環境影響の回避等の対策が困難であることを明らかにすることを前提として，損なわれる環境を他の場所や対策で埋め合わせるとうい代償措置のあり方についても検討されるべきである。

3　検討内容

（1）事業特性・地域特性および予測・評価項目の選定について

本市の環境基本条例で掲げる理念や環境基本計画で掲げる施策の目標を実現するため,基本計画で定める環境保全の範囲を基本として,その項目を選定とする必要がある。

＜新潟市環境基本条例の基本理念＞

ア　環境を共有する権利と将来世代への責務

イ　自然と人間の共生及び持続的発展が可能な社会の実現

ウ　地球環境への貢献

＜環境基本計画の施策の目標＞

①自然と人間とが共生する田園ふれあい都市の形成

②環境への負荷の少ない資源循環都市の形成

③健康で安心な快適環境都市の形成

④地球環境に貢献する都市の形成

■表　新潟市環境基本計画における環境保全の範囲

自然環境の保全	○　河川・湖沼等の湿地，里山などの保全 ○　野生動植物の保護
生活環境の保全	○　災害の防止 ○　大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音・振動，悪臭，地盤沈下など公害の防止，廃棄物の適正管理，化学物質等の安全管理 ○　道路，鉄道，空港，港湾，交通システム，上・下水道，廃棄物処理施設など都市基盤の整備 ○　リサイクルなど資源循環の推進
快適環境の創造	○　緑，水辺，景観などの保全・創造 ○　歴史，文化遺産の保存・活用
地球環境の保全	○　地球温暖化，酸性雨，オゾン層破壊の防止 ○　省資源・省エネルギーの推進，新エネルギーの導入

（2）評価の考え方について

国の基本的事項及び主務省令改正の考え方を取り入れた内容とする必要がある。

→資料参照